平成２７年（フ）第１０６号
名古屋市天白区焼山２丁目209番地　ロジュマン高木503号
債務者　伴　　未来（旧姓伊藤・山崎）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
島根県益田市下本郷町975番地２
債務者　大賀美津子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第４２２号
高知県吾川郡いの町3385番地１　シャーメゾン伊野101、住民票上の住所高知県吾川郡いの町柳町56番地
債務者　村田　将洋
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０号
高知市横浜新町１丁目302番地　市住92号
債務者　片岡　雅子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２号
高知市大津甲864番地１　第13つくもコーポ303
債務者　古田　千恵
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８号
高知市桟橋通４丁目16番44号　コーポ三粧101号
債務者　濱辺久美子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４５号
高知市横浜新町１丁目302番地　横浜市営住宅87号
債務者　松村　高哉
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５６号
大分市大字津留1909番地の２　友一ビル205
債務者　西山　幸仁
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５号
岩手県北上市下鬼柳17地割164番13　スマイルうのき101号室、住民票上の住所岩手県北上市和賀町竪川目１地割234番地32
債務者　小原　　巧
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第４３号
千葉県白井市根987番地の52　コンフォートＡ棟102号、破産申立時の住所埼玉県川口市大字東本郷894番地の２　コージーハウス第２－202号室
債務者　中島　正則
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５号
さいたま市大宮区大成町２丁目417番地５　エスポワール大宮104
債務者　佐保田絵里佳
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９９号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－２－406
債務者　梁瀬　祐二
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１００号
埼玉県白岡市小久喜238番地21
債務者　川辺　聡子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目３番12号
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
埼玉県川口市並木２丁目７番７－306号　セレーノ並木
債務者　柳　　雪梅
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
さいたま市見沼区大和田町２丁目156番地２　長岡方
債務者　田久保悦子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係